

第 5 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年5月25日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 12番 辻 和義 委員
  - 15番 高野 春夫 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

- 議 長 ただ今から、令和 5 年第 5 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 19 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、12 番 辻委員、15 番 高野委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 12 項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第 1 号は報告済みといたします。  
次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 6 項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 12 番 意見ではないですが、お聞きしたいのが、届出日とはどのタイミングが届出日となっているのでしょうか。登記を終えたら届出なのか、登記する前でも相続が発生しましたと言えば届出になるのかというのを教えていただきたいです。
- 係 長 この届出日に関しましては、農地法 3 条の 3 の届出日になります。登記が終わった後で届出があったものでございます。
- 12 番 改正で相続を開始してから 3 年以内に登記しないと過料が科せられることになったのですが、これは、農業委員会としては受動的に待つのか、届出するよう管理するかというのはどうなっていますか。
- 係 長 それにつきましては、所有者が死亡したときに農地所有がある時点で相続してくださいとともに、相続後に農地法の届出がありますのでと案内はさせていただいております。
- 12 番 案内はしたけれど、あまり価値のない土地であったり、少なかったりするとちゃんと相続されていなくてというのが国としては問題になっているところで、案内が届か

ないとか、案内したけれど手続きをしてくれないときの管理はどのようにされていますか。

係 長 3年以内ないし、一時期10か月とかということもあったと思われませんが、期限がはっきりしているものに関しては、その期限をきっかけにして案内はするようにしています。

12番 議案の中に令和4年4月の1年後ぐらいに届出したものがありますが、これは催促して届出されたものですか。それとも待っていたらこうなったとか差し支えない範囲でお願いします。これで質問を終わります。

係 長 想定されることですがけれども、遺産分割協議が長引いていたというような話ですか、そこは事情なので致し方ないかと思われませんが、期限が法律ではっきりした際にはご案内の仕方が変わってくるのではないかと思われま。

議 長 他にみなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条の賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 5月15日に現地のほうを確認してまいりました。譲渡人と譲受人は義理の親子という関係にあります。場所としては、今まで借りられていた土地の一角を売買したいということでもあります。金額につきましても適切な価格でありますので、問題はないと思われます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 この案件のお二方のご親戚ということで、3月下旬に自宅を訪問していただきまして、私のところに報告に譲受人が見えております。譲渡人のお母さまが所有者だった時から賃貸している場所であったということで、今までずっと耕作されておりましたが、今回、水田の制度の変更もあり3条で売買してすっきりさせたいという報告でありました。金額的にも地域の平均的な金額で問題はないかと思われます。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4番 先日、貸主からお話を伺っております。大部分を今回の借主にすでに貸してある部  
分の残りの部分について3条での賃貸借ということでありまして、貸主におかれまし  
ては営農をやめるといようなお話でありました。賃貸料についても問題ないと思わ  
れます。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明  
を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から調査報告をお願いいたします。

4番 先日、貸主からお話を伺っておりまして、あわせて借主からもお話を伺って  
おります、以前、耕作されていた方が営農困難ということでありまして、今回の借主が耕作

されることになったということでもあります。以前耕作していた方は申請をされていなかったようですが、今回、正式に3条での貸借ということでもあります。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5番 この案件ですけれども、議案第1号第1項で解約のあった土地であります。貸主には4月の末に、借主には5月22日にお話を伺っております。貸主は以前から地域の方に使っていただきたいと希望があって、そのような話のなかで3条の賃貸借の契約となったものであります。賃借料につきましては、地域の平均的な価格であると判断しております。以上です。

議長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件ですけれども、5月11日に借主の息子さんと現地を確認してまいりました。貸主におかれましては、今年いっぱいのお話を伺っており、貸主の希望で地続きの畑でありましたので、今回の借主に耕作してほしいということで、1年の期間で契約したいとのことで、賃貸料につきましても、地域の相場の範囲内であると思われま  
す。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい  
ませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第  
1項の件を議題といたします。第1項及び第2項については関連がありますので、一  
括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項及び第2項朗読、説明）

第1項につきましては、住宅建設のための通路の確保のために342.52平方メー  
トルを、第2項につきましては、公衆用道路用地の237平方メートルをそれぞれ農  
用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」は、第1項につきましては4ページ及び5ページ、第2項につきましては  
6ページから8ページです。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第1項及び第2項の件について、変更は適当である旨を答申すること  
に決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項及び第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、バンカーサイロの増設、資材・飼料置場及び通路・作業場の確保をするものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」は9ページから14ページで、配置・求積は14ページのとおりで、あわせて4,112平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の9ページにありますとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業用施設であり、現在の施設用地内では建設できるスペースが手狭なため、現施設用地に隣接して農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法第5条第2項の例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の10ページにありますとおり、資力・信用力については、事業費と同等の融資審査結果通知書が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われま

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 5月11日に事務局とともに現地を確認してまいりました。転用者は、20町ほど農地を借りることになり、その収穫を見込んでバンカーサイロの増設と飼料置場の増設ということでございます。申請地の台形の土地は道路に隣接しているところで、これ以上四角く取れないという場所でございます。作業動線を考えましても、特殊な台形の土地を利用することも考えましてもこの場所しかないのではないかと確認しております。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから18ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 4月13日に事務局とともに現地を確認しております。土地の所有者は現在、木野のほうに住宅を建設してそこから通いながら農業をされているところであります。今年1年で農業をやめたいという本人の計画と、この土地を売ってほしいという人がいるということで、宅地周りの境界をはっきりさせるための今回の願出になります。「調査書」18ページの一番下側の農機具庫はすでに取壊されております。必要最小限の区割りであると思っております。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第6号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の19ページから21ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 4月の上旬に事務局と私とで現地と調査しております。この土地ですけれども、土地の所有者は昨年で営農をやめまして、今年の秋に売買予定でありまして、畑のなかに、もう住めない廃墟のような住宅と、なんとか使えそうな車庫がありまして、その車庫の一角を売買する前にきちんと整理をしたいということで、今回の願出となっております。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第7号第1項から第12項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第7号第1項から第12項までにつきましては、別添「調査書」22ページから25ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第12項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第12項までについて、決定いたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第5項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、上牧地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、上牧地区のBさん(58歳)、更生地区のCさん(54歳)の2名を選定いたしました。

第2項、誉地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、誉地区のEさん(42歳)を選定いたしました。

第3項、誉地区のDさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、誉地区のFさん(44歳)を選定いたしました。

第4項、東平和地区のGさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしま

して、今まで借りられていた、東平和地区のHさん（41歳）を選定いたしました。

第5項、豊秋地区のIさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、豊秋地区のJさん（62歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第8号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第5回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時10分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年5月25日

議長 　石川清光